

物価高騰対策

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

～国の給付金の対象にならない子育て世帯に市独自で給付～

国の令和5年度『子育て世帯生活支援特別給付金』の対象にならない世帯に、その生活を支援するため、市独自に給付金を支給します。

なお、本事業は補正予算成立後に実施する予定です。

区 分	1 国の給付金の対象以外の世帯	2 ひとり親・ひとり親以外の世帯
対 象	市内に住民票があり、国の給付金の対象とならない、以下の児童を養育している全ての保護者の方 ※ 今年度末に18歳以下(障害児の方は、20歳未満) なお、令和6年2月29日までに出生・転入した方も対象	市内で国の給付金の対象となる児童を養育している方で、国の給付金を受給できない、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる低所得世帯
内 容	児童1人あたり 1万5千円	児童1人あたり 5万円
支給対象期間	令和5年4月1日～令和6年2月29日	令和5年4月1日～令和6年2月29日
申 請	ア 申請不要の方 令和5年4月分の児童手当や特別児童扶養手当を西東京市から受給した世帯 イ 申請が必要な方 ・ア以外の方 ・高校生相当年齢を養育している方	令和5年7月以降、まずは子育て支援課にご相談ください。
補正予算額(案)	4億6,665万1千円 ※対象児童数 30,000人(見込み)	159万4千円 ※対象児童数 30人(見込み)

【問い合わせ先】子育て支援部 子育て支援課 (TEL: 042-460-9840)

資料のポイント

- ・国制度分と上記1・2の市独自分により、全ての子育て世帯へ給付金を支給します。
なお、国制度分及び上記2を受給される方は、上記1の受給対象外となります。

